

「グローバル・ハブを目指した対日直接投資促進のための政策パッケージ」(2016年5月20日対日直接投資推進会議決定)の進捗状況
(2018年度末時点)

項目	2018年度の実施	2019年度以降実施予定の実施	担当省庁
1. 我が国の強みを活かして外国企業を呼び込む方策			
(1) 広報・情報発信 対外広報の強化 ○ 海外の大手メディア等において、日本のビジネス環境の改善状況等を発信する広告を2016年度中に5媒体以上に掲載する。 ○ トップセールスを含め、独立行政法人日本貿易振興機構(以下、「JETRO」という。)が、対日直接投資を呼びかけるセミナーを2016年度中に50回程度開催する。 ○ 本年4月に126の在外公館で運用を開始した対日直接投資推進担当窓口を活用し、広報・情報発信等を強化する。	(対応済み) ○ 海外主要都市において62件のセミナーを実施した(北米9件、欧州17件、アジア25件、その他11件)。大規模セミナーを中心に現地メディア(テレビ、新聞等)にも取り上げられた。 (対応済み) ○ 外国企業やビジネス団体からの個別相談対応や日本の地方自治体とのビジネスマッチング、天皇誕生日レセプションや対日直接投	- ○ 規制改革やインセンティブ情報等の日本の投資環境の改善成果、イノベーション推進等の最新の施策、市場の魅力等の情報を発信するセミナーを、引き続き実施する。 ○ 引き続き、現地における対日直接投資に係る情報を、JETROとも連携しつつ収集・集約するとともに、任国(兼轄国を除く)・機関の関係者(国際機関・政府・地方公共団体関係	経済産業省 外務省

項目	2018 年度の取組	2019 年度以降実施予定の取組	担当省庁
	資セミナー等各種イベントでの対日直接投資の呼びかけ等、各公館の対日直接投資推進担当窓口を通じた様々な活動を行った。2018 年度の取組実績は 670 件以上。具体的な取組の例として、欧州各地で開催された日 EU・EPA セミナーにおいて各公館から対日直接投資を呼びかけ、また中国瀋陽総領事館では神奈川県・遼寧省政府 35 周年記念事業～神奈川県投資セミナー～」への協力、総領事公邸で開催した「富山県産品フェア」を通じて地域への投資を呼びかけている。	者の他、地方団体事務局等適当なる者を含む）との連絡・調整に際しての第一窓口となる等、対日直接投資の促進に資する活動の支援を行う。 ○ 各種イベントの場において対日直接投資推進担当窓口の取組や実績等を積極的に発信するとともに、各公館や外務省 HP の情報のタイムリーな更新等を通じて、対外広報・情報発信を更に強化し、対日直接投資の促進に貢献する。	
国内での理解の促進 ○ 我が国の中小企業に、外国企業と提携する意義について理解を広めるため、外国企業と中小企業との投資提携の成功事例集を作成し、周知・広報を行う。また、対日直接投資をテーマとした国内シンポジウム等を 2016 年度中に 5 回程度開催し、外国企業と中堅・中小企業との提携・交流の機会を	(対応済み) ○ JETRO において、対日直接投資に関心のある外国企業と国内中堅・中小企業との提携・交流の機会を提供するイベントを実施した。 ・「Italian Innovation Day 2018」(2018 年 5 月 30 日) 駐日イタリア大使館主催イベントへの協力(共催) ・「NASSCOM(全インド全国ソフトウェア・サービス企業協会)会員企業訪日ミッショ	○ 企業ニーズに即して、対日直接投資に関心のある外国企業と国内中堅・中小企業との提携・交流の機会を提供するイベントを引き続き実施する。 ○ 国内において対日直接投資に関するセミナーの開催を予定している。	経済産業省 外務省

項目	2018 年度の取組	2019 年度以降実施予定の取組	担当省庁
提供する。	ン」(2018 年 6 月 11 日~14 日) ・「北海道観光振興ファムトリップ」(2018 年 10 月 26 日~28 日) ・「第 3 回 JETRO Invest Japan 企業交流会」(2018 年 11 月 29 日) ・「都内中小企業と外国企業とのビジネスマッチングイベント」(2019 年 3 月 1 日) 東京都主催イベントへの協力 ○ 在京大使館、外資系企業、日本企業、ビジネス団体、地方自治体等を対象に外務省主催(協力:内閣府,経済産業省,JETRO,国際機関日本アセアンセンター)「グローバル・ビジネス・セミナー」(2019 年 3 月 18 日)を開催した。政府関係者のほか、有識者やビジネス界の代表を交えた議論を通じて、投資先としての日本、地方の魅力を発信した。		
(2) 外国企業と中小企業とのマッチング支援 ○ 外国企業と日本の中堅・中小企業の提携を、JETRO と独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下、「中小機構」という。)	<「グローバルアライアンス推進スキーム」を通じた外国企業と日本の中堅・中小企業の提携>(対応済み) ○ 本スキームの第 2 号案件(環境・エネルギー)	<「グローバルアライアンス推進スキーム」を通じた外国企業と日本の中堅・中小企業の提携> ○ 「グローバルアライアンス推進スキーム」や	経済産業省

項目	2018 年度の取組	2019 年度以降実施予定の取組	担当省庁
等の中小企業支援機関が連携して支援する「グローバルアライアンス推進スキーム」(昨年9月より開始)について、以下の方法により機能強化を行う。 (ア)JETRO と地域金融機関等との連携強化 外国企業との連携を希望する日本の中堅・中小企業を発掘するため、例えば、以下の取組を通じ、中堅・中小企業のニーズを把握している地域金融機関等と JETRO との連携を強化する。 ・JETRO は、全国 43 か所の貿易情報センターを起点に、地域金融機関等と協力し、外国企業と中堅・中小企業の提携促進を目的としたセミナーを新たに開催する。	分野の国内ベンチャー企業向けファンド)の組成に向け、JETRO と中小機構が連携し、外国企業と無限責任組員(GP)との調整等を行った。 < JETRO と地域金融機関等との連携強化 > (対応済み) Ø JETRO において、対日直接投資に関心のある外国企業や事業拡大を図る在日外資系企業と国内中堅・中小企業との提携・交流の機会を提供するイベントを、地域金融機関等と協力し開催した。 ・「しんきんビジネスマッチング ビジネスフェア 2018」(2018 年 10 月・名古屋)	J-GoodTech (ジェグテック)の活用を含め、企業ニーズに即して、対日投資に関心のある外国企業と国内中堅・中小企業とのマッチング支援を引き続き実施する。 < JETRO と地域金融機関等との連携強化 > Ø 企業ニーズに即して、対日直接投資に関心のある外国企業と国内中堅・中小企業との提携・交流の機会を提供するイベントを地域金融機関等と協力し引き続き実施する。	

項目	2018 年度の取組	2019 年度以降実施予定の取組	担当省庁
・JETRO は、地域金融機関等との連携に当たり、本年 2 月に創設された「新輸出大国コンソーシアム」等の既存の窓口も活用する。 (イ) J-GoodTech (ジェグテック) の活用 中小機構が運営する、国内中小企業の優れた技術を紹介し大企業等とのマッチングを支援するウェブサイト J-GoodTech(ジェグテック)において、外国企業の利用を拡大するため、以下の改良を加える。 ・中小機構と覚書を締結している海外機関から推薦された外国企業の登録を進めるとともに、JETRO が支援する外国企業についても登録できるようにする。 ・登録企業間での情報交換機能について、2016 年度中に	< J-GoodTech (ジェグテック) の活用 > (対応済み) Ø 2017 年度に引続き、独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下、「(独)中小機構」という。)は、外現地支援機関等と連携し、ビジネスマッチングサイト等を活用し、日本中小企業の現地企業へのアプローチの支援を行った。 Ø また、(独)中小機構が運営するビジネスマッチングサイト「J-GoodTech」内に、フランス及び米国向けに外国語に対応した web ページを作成するとともに、海外企業のマッチングサイト登録を実施した。 Ø さらに、日本からフランス・米国に商談ミッションを派遣し、現地企業との商談会を開催した。 Ø なお、本事業で構築する「ビジネスマッチングサイト」を活用するとともに、現地支援機	< J-GoodTech (ジェグテック) の活用 > Ø 2018 年度に引続き、(独)中小機構は、外現地支援機関等と連携し、ビジネスマッチングサイト等を活用し、日本中小企業の現地企業へのアプローチを支援する。 Ø また、「J-GoodTech」内に海外向け PR 用の特設ページを開設し、技術情報(シーズ)やセールスポイント等を掲載するなど、海外企業に向けた用途提案やグループ提案につなげるための情報発信を支援する。 Ø さらに、(独)中小機構の専門家を活用した海外企業のニーズの高いテーマに関連した現地派遣支援(現地調査支援・マッチング支援)を実施する。 —	

項目	2018 年度の取組	2019 年度以降実施予定の取組	担当省庁
新たに、外国企業が日本企業の発信情報を閲覧し、それに対して提案することを可能にするシステム機能の開発を進める。 加えて、ジェグテックの活用等を通じた外国企業と日本の中小企業等の提携を促進するため、JETRO や中小機構による商談会の活用や在外公館等を通じた広報を行う。	関等と連携し、商談支援、事後フォロー等を行い、商談の精度向上を図った。 (対応済み) Ø JETRO において、個別面談やイベント開催等の機会に外国企業の登録を促した。	Ø JETRO において、個別面談やイベント開催等の機会に外国企業の登録を促す。	
(3) 地方も含めた我が国への投資の促進 Ø JETRO が地方公共団体の職員向けに研修を 2016 年度中に 10 回程度実施し、地方公共団体職員の外国企業誘致に対するノウハウを向上させる。その際、諸外国における対内直接投資促進施策についても紹介する。	(対応済み) Ø 「地域への対日直接投資サポートプログラム」(以下、サポートプログラム)を通じて、外国企業の誘致に積極的な地方自治体に対して、各地域の特色を活かした外国企業誘致戦略の策定や誘致活動支援等を実施した。24 自治体等がサポートプログラムに参加している(旭川地域産業活性化協議会(北海道旭川市・鷹栖町・東神楽町・東川町)、宮城県、宮城県仙台市、福島県、茨	Ø 「地域への対日直接投資サポートプログラム」を通じて、外国企業誘致戦略の策定や地域 PR コンテンツの作成、海外での対日投資セミナー開催による情報発信、「地域への対日直接投資カンファレンス(RBC(Regional Business Conference))」等の外国企業の招へい・イベント開催などを支援し、地域への更なる外国企業の誘致に取り組む。	内閣官房 経済産業省

項目	2018 年度の取組	2019 年度以降実施予定の取組	担当省庁
〆 地方創生の交付金の活用等により、地方公共団体による戦	城県、茨城県つくば市、千葉県、神奈川県横浜市、長野県小諸市、愛知県、愛知県名古屋市、三重県、三重県松阪市、三重県伊賀市、京都府京都市、大阪府大阪市、兵庫県神戸市、和歌山県、福岡県、福岡県北九州市、福岡県福岡市、福岡県久留米市、佐賀県唐津市、熊本県 ）。 〆 地域への外国企業の招へいや、自治体首長によるトップセールス、地元企業とのマッチングを通じて地域の魅力的なビジネス環境を世界に向けて発信する「地域への対日直接投資カンファレンス（RBC（Regional Business Conference）」を 4 件実施した。（福島県、福岡県、茨城県、大阪市 ）。 〆 自治体等の担当者向けの外国企業誘致研修の一環として、自治体等とジェトロ国内事務所が連携し、外国企業誘致プロジェクトを企画立案・実行する公募事業（外国企業誘致チャレンジ事業）を 2 件実施した（愛知県・名古屋市、北九州市 ）。 （対応済み）		

項目	2018 年度 of 取組	2019 年度以降実施予定 of 取組	担当省庁
略的な外国企業誘致、情報発信、進出企業へのフォローアップ等の取組を促す。 Ø 我が国にグローバル・バリューチェーンにおけるハブを形成するため、JETRO の体制を強化し、有望外国企業へのアプローチやビジネスモデル提案など、個別案件への営業と支援を強化することにより、研究開発拠点、地域統括拠点等の誘致を推進する。(大型等特定誘致案件の年間 15 件以上の誘致を目指す。)	Ø 地方創生推進交付金(予算額 100,000 百万円)を活用して、先導的な事業を支援した。例えば、佐賀県唐津市・玄海町では「唐津コスメ・グローバル・バリューチェーン構築事業」を実施し、一般社団法人ジャパンコスメティックセンターが主体となり、日本産の化粧品に興味を持つ海外市場(特にフランス)への展開や海外企業等の対日投資の促進による産業の育成と雇用の創出に取り組み、結果として、化粧品関連企業の集積が進み、海外企業の誘致活動の一層の促進が図られた。 (対応済み) Ø JETRO において、海外の有望企業へのアプローチを担う産業スペシャリスト(外部専門家)を 9 名、インハウスで誘致活動に従事する誘致専門員を 52 名(海外 38 名、国内 14 名)配置して体制を整備するとともに、ビジネスモデル提案事業等を実施し、研究開発拠点等を誘致した(大型等特定誘致案件は 18 件誘致)。	Ø 引き続き、地方創生推進交付金(2019 年度予算額 100,000 百万円)を活用して、先導的な事業を支援していく。 Ø 国内外で体制を整備し、イノベーションの創出や地域経済活性化に資する案件に重点化した誘致活動を展開する。	

項目	2018 年度の取組	2019 年度以降実施予定の取組	担当省庁
Ø 我が国への投資が有望な分野（IoT 及び再生医療）の研究開発拠点誘致を促すため、我が国の企業・大学・研究機関等と提携して行う研究開発拠点の設立、実証研究、事業化可能性調査にかかる費用を補助する。支援の状況等を踏まえて、今後の支援強化を検討する。	（対応済み） Ø JETRO の支援案件において、北米、欧州、アジアの企業 11 社が研究開発拠点を設立した。	Ø 国内外で体制を整備し、イノベーションの創出や地域経済活性化に資する案件に重点化した誘致活動を展開する。	
2. 外国企業進出の障害となっている課題の解決方策			
（1） 規制・行政手続の改善 規制・行政手続の簡素化 Ø 外国企業の日本への投資活動に係る規制・行政手続を抜本的に簡素化するため、対日直接投資推進会議で外国企業にとって煩雑な規制・行政手続の見直し・簡素化について 1 年以内を目途に結論を得る。このうち早期に結論が得	（対応済み）	—	内閣府

項目	2018 年度の取組	2019 年度以降実施予定の取組	担当省庁
られるものについて、先行的な取組として年内に具体策を決定し、速やかに着手する。			
法令の外国語訳の拡充 ○ 政府は 2006 年以降、法令の外国語への翻訳の体制を整備し、民法・商法をはじめ金融・租税・知的財産関係など、2015 年度末までに 508 法令の外国語訳を公開してきた。今後、「法令外国語訳推進のための基盤整備に関する関係省庁連絡会議」の主導の下、政省令、告示、通達等を含めた法令について、高品質を維持するためのチェック体制を構築しつつ、2020 年度までに新たに 500 以上の法令の外国語訳を公開することを目指す。 ○ さらに、政府による法令外国語訳を補完する観点から、	○ 関係省庁連絡会議の開催等を通じ、法令翻訳公開までの問題点等を共有して改善を図り、また、品質確保のために見直した翻訳推進体制が軌道に乗った結果、2018 年度は 112 法令の翻訳を公開することができた。さらに、1 月には、今後の推進の在り方を議論する有識者会議を設置し、優先すべき取組や必要となる体制・連携等について意見を求めた。 (対応済み) ○ 外国企業の日本での会社設立・運営に必要な	○ 有識者会議の検討を踏まえ、法令翻訳の品質を確保しつつ、法令所管省庁と連携を図り翻訳公開までの迅速化を目指すとともに、ニーズに沿った翻訳情報の公開に向けて、日本法令外国語訳の推進体制や実施プロセス等の更なる充実を目指す。 ○ 引き続き、ユーザー目線でコンテンツや利便	法務省 経済産業省

項目	2018 年度の取組	2019 年度以降実施予定の取組	担当省庁
JETRO において、会社設立・運営に伴う各種手続（申請書の様式等を含む）について、分かりやすい英語の解説を作成し、JETRO の英文ウェブサイトに掲載する。	な登記、査証、税務、人事・労務についてまとめたハンドブックを更新し、JETRO のウェブサイトに掲載した。 < 英語 > https://www.jetro.go.jp/en/invest/setting_up.html < 日本語 > https://www.jetro.go.jp/invest/setting_up.html	性の改善を継続的に図る。	
ワンストップ手続きの徹底 ○ 昨年 4 月より開設している「東京開業ワンストップセンター」における起業・開業に必要な各種申請等の受付について、外国人を含めた起業・開業を更に促進するため、登記、税務、年金等の 6 事務について電子申請を行うことができる支援体制等を整備するとともに、現在、入国管理等の一部の	（対応済み） ○ 渋谷サテライトセンターを、2018 年 4 月に渋谷区道玄坂にある民間創業支援施設内に移転したことで、民間事業者との連携を深め、更なる利用者サービスの向上を図った。	○ 引き続き、起業・開業に必要な各種申請等に係る手続きの継続的な改善等、更なる利用者サービスの向上を図っていく。	内閣府

項目	2018 年度の取組	2019 年度以降実施予定の取組	担当省庁
事務について実施している窓口における申請の受付等について、すべての事務に範囲を拡大する等、同センターの利便性の抜本的な向上を図る。 ○ また、開業に伴う外国人材の入国手続の円滑化を図る観点から、同センターにおける申請可能な在留資格の対象について、「経営・管理」、「企業内転勤」に加え、「技術・人文知識・国際業務」を追加する。さらに、在留資格について、法人開設後に同センターにて申請できる期限を、現状の 6 か月以内から延長する。 ○ さらに、同センターの利用率向上を図るため、政府の中小・ベンチャー企業への支援策とも密接に連携するとともに、	(対応済み) ○ 2018 年度は更に拡大を図り、2018 年 4 月 2 日より法人設立後 5 年以内のものまで拡大した。 (対応済み) ○ 政府や東京都、JETRO、民間等と引き続き連携しながら、センターの情報発信や PR を実施した。	— ○ 引き続き、政府や東京都、JETRO、民間等と連携しながら、センターの継続的な情報発信や PR を実施していく。	

項目	2018 年度の取組	2019 年度以降実施予定の取組	担当省庁
JETRO 等の創業相談窓口等におけるセンターの積極的な紹介や、国内外の創業希望者や外国企業等に対する PR を強化する。			
(2) グローバル人材の呼び込み・育成 高度外国人材等 ○ 高度外国人材の永住許可申請に要する在留期間を現行の 5 年から大幅に短縮する世界最速級の「日本版高度外国人材グリーンカード」を創設することとし、可能な限り速やかに必要な措置を講じる。併せて、高度人材ポイント制をより活用しやすいものとする観点から要件の見直し及び更なる周知を促進する。 ○ 高額投資家、IoT・再生医療等の成長分野における我が国へ	(対応済み) ○ 「高度外国人材活躍推進ポータルサイト "Open for Professionals"」を活用し、日本の生活環境や就労環境、在留管理制度などの情報を国内外に幅広く発信した。 https://www.jetro.go.jp/hrportal (対応済み)	○ 引き続き、「高度外国人材活躍推進ポータルサイト "Open for Professionals"」を活用し、日本の生活環境や就労環境、在留管理制度などの情報を国内外に幅広く発信する。 https://www.jetro.go.jp/hrportal —	経済産業省 法務省 厚生労働省 内閣府

項目	2018 年度 of 取組	2019 年度以降実施予定 of 取組	担当省庁
の貢献が大きい外国人材の永住許可申請のあり方について検討を進め、可能な限り速やかに結論を得る。 ○ 「外国人雇用状況届出」の記載方法と在留カードの記載方法を統一する等により、外国人の就労状況を把握する仕組みを来年末までに改善するとともに、更なる在留管理の適正化に向けて検討を進める。また、オンライン化を含めた在留資格手続の円滑化・迅速化について平成 30 年度より開始するべく、所要の準備を進める。 ○ 昨年 7 月の法改正により国家戦略特区で実施可能となった家事支援外国人受入事業を活用し、区域計画の認定を受けた神奈川県、大阪市において	○ オンライン化を含めた在留資格手続の円滑化・迅速化について、2019 年 3 月からオンラインを利用する所属機関等からの利用申出の受付を開始し、2019 年 7 月中にオンラインでの申請受付を開始すべく、運用開始に向けた具体的な準備を進めた。(2018 年度予算額 130 百万円) (対応済み) ○ 神奈川県、大阪市、東京都及び兵庫県において、引き続き、家事支援外国人材の受入れを進めた。また、愛知県において、家事支援外国人受入事業を開始した。	○ 2019 年 7 月中に、在留期間更新許可申請とこれと同時に再入国許可申請及び資格外活動許可申請手続に係るオンライン化を開始する。また、2020 年春頃を目処に、オンライン化の対象手続に、在留資格認定証明書交付申請、在留資格変更許可申請等を追加するための措置を講ずる。(2019 年度予算額 1,235 百万円) ○ 神奈川県、大阪市、東京都、兵庫県及び愛知県において、引き続き、家事支援外国人材の受入れを進める。また、2019 年 6 月を目途に千葉市において、家事支援外国人受入事業の	

項目	2018 年度の取組	2019 年度以降実施予定の取組	担当省庁
事業を進めるとともに、東京都をはじめ他の地域においても当該事業の利用意向に応じて対応する。		開始を予定している。	
外国人留学生の就職支援 ○ 2020 年度までに、外国人留学生(学士、修士、博士)の我が国での就職率を 5 割に引き上げる(2013 年度現在約 3 割)。そのため、以下の取組を行う。 ・大学等において日本企業文化やビジネス日本語等を教える講座の開設を倍増させるとともに、インターンシッププログラムへの参加者数を増加させる。そのため、外国人留学生のうち、大学における日本企業文化やビジネス日本語等講座、インターンシップ等の特別プログラムを修了した者に対	< 大学における特別プログラム > ○ 2017 年度に選定した 12 取組に対し、引き続き財政的支援を行った。なお、当該事業における 2018 年度予算額は、362 百万円となっている。	< 大学における特別プログラム > ○ 引き続き 12 取組に対し、財政的支援を行うとともに、中間調査を実施する。また、中間調査の過程で抽出できた事業 2 年目までの成果について、取組に参画していない大学等に周知する。なお、当該事業における 2019 年度予算額は、370 百万円となっている。	内閣府 外務省 法務省 文部科学省 厚生労働省 経済産業省

項目	2018 年度の取組	2019 年度以降実施予定の取組	担当省庁
して、プログラム所管省庁の適切な関与の下で、在留資格変更手続に必要な提出書面の簡素化、申請に係る審査の迅速化等の優遇措置を講じたうえで、来年度より、各大学が同プログラムを策定することを支援する。併せて留学生向け面接会の地方での開催や、外国人雇用サービスセンターにおけるインターンシップや就職啓発セミナー等の充実を図る。 ・産業界に対して外国人の採用やインターンシップの受入を促すため「留学生支援ネットワーク」等の活用を通じた普及広報の強化を図る。さらに、在外公館やJETRO、独立行政法人国際協力機構等の関係機関と協	○ 日本企業における留学生等のインターンシップの活用促進を行うとともに、既卒留学生に対するトライアル雇用の活用促進及び高度人材の職場適応・定着推進を強化した。 <留学生支援ネットワーク・ジョブフェア> (対応済み) ○ 教育機関向け留学生就職支援研修会(全2回)や企業向け外国人採用・活用セミナー(全4回)において、事務局長が講演を行い、外国人留学生の採用・就職支援の普及・啓発を行った。 ○ 留学生就職支援ネットワークシステムの利	○ 留学生等と企業とのマッチング機会を設けるため、外国人雇用サービスセンター等の増設など、相談体制の強化を図る。また、日本企業に就職する留学生等の職場定着を促進するため、日本語コミュニケーション能力の習得等を支援する研修を実施する。 <留学生支援ネットワーク・ジョブフェア> ○ 関係省庁との連携のもと、各種セミナー等において、(一社)留学生支援ネットワークから講演を行い、外国人留学生の採用・就職支援の普及・啓発を行う。 ○ 留学生就職支援ネットワークシステムを通じて、外国人留学生に対し企業の求人情報を	

項目	2018 年度の取組	2019 年度以降実施予定の取組	担当省庁
力してジョブフェアを開催する。	用拡大を図るとともに、広報活動や各地域経済団体・留学生支援団体を通じた啓蒙活動により、求人登録企業を募り、登録大学が 106 校（国立大学 63 校、私立大学 43 校）、登録企業が約 950 社、登録留学生在が約 3,700 人となった。 Ø JETRO との共催のもと、外資系企業と留学生の交流会や外国人採用を行う企業と留学生が在籍する教育機関教職員との名刺交換会を実施した。 Ø 外国人留学生の就職支援で不足しがちな「自己分析」、「企業研究」をおこなうためのワークブックを 1 万部製作し、全国の高等教育機関へ配布した。 Ø インターンシップ受入れ事業やジョブフェア開催を継続して実施した。 Ø 海外で実施する日本企業のジョブフェア等については、在外公館・JICA 等が情報発信・広報面で他省庁等と連携を行った。 Ø 国内における留学生（JICA 研修員）を対象とした、日本企業とのネットワーキングフェア等や合同企業説明会を実施した。	提供する。 Ø 「高度外国人材活躍推進ポータルサイト "Open for Professionals"」を活用し、関係省庁・機関が実施するジョブフェア等について情報発信を行う。 https://www.jetro.go.jp/hrportal Ø 引き続き、インターンシップ受入れ事業やジョブフェア開催を継続して実施する。 Ø 海外で実施する日本企業のジョブフェア等については、在外公館・JICA 等が情報発信・広報面で他省庁等と連携を行っていく。 Ø 国内における留学生（JICA 研修員）を対象とした、日本企業とのネットワーキングフェア等や合同企業説明会を実施する。	

項目	2018 年度の取組	2019 年度以降実施予定の取組	担当省庁
・事業所管省庁の適切な関与の下で、ODA 等の公的資金を活用した人材育成事業により輩出された人材に対し、在留資格取得上の優遇措置を講じる。	< ODA 等活用人材への在留資格取得上の優遇措置 > (対応済み) Ø ODA 等の公的資金を活用した人材育成事業の修了者に対する、在留資格変更許可申請のための提出書類の簡素化及び審査手続の迅速化について、運用開始することを決定した。 Ø ODA 等の公的資金を活用した人材育成事業(「イノベティブ・アジア」)について、2018 年 4 月 10 日に外務省告示第 142 号でパートナー校の追加を公表した。	< ODA 等活用人材への在留資格取得上の優遇措置 > Ø ODA 等の公的資金を活用した人材育成事業の修了者に対する、在留資格変更許可申請のための提出書類の簡素化及び審査の迅速化が円滑に実施されるよう関係省庁と連携を行っていく。	
日本人に対する英語教育の強化 Ø すべての児童生徒が教育課程において確実に、また教育課程外においても質の高い英語に触れられるようにするため、以下の取組を行う。 ・2019 年度までに全小学校に外国語指導助手(ALT :	Ø 2020 年度から小学校において新学習指導要領が全面实施されることも踏まえ、引き続き	Ø 引き続き、教育委員会等に対し JET-ALT 等の活用の更なる促進を図り、ALT 等の配置状	文部科学省

項目	2018 年度の取組	2019 年度以降実施予定の取組	担当省庁
Assistant Language Teacher) や英語の堪能な人材等の外部人材を 2 万人以上配置する。 ・中・高等学校においても、ALT 等の一層の活用、英語が堪能な人材の特別非常勤講師としての活用や特別免許状の授与等、十分な英語力を持った外部人材の活用を促進する。 ・教員養成に必要なコア・カリキュラムの開発や、実践的な研修を充実させる。	教育委員会等に対し JET-ALT 等の活用の更なる促進を図った。(2018 年 12 月時点において、全国の公立小学校における ALT の活用人数は 13,044 人となっており、前年より 132 人増加。) (対応済み) Ø 引き続き、教育委員会等に対し JET-ALT 等の活用の更なる促進を図った。 (対応済み) Ø コア・カリキュラムを教職員免許法改正に伴う教職課程の再認定・指定において活用するとともに、大学関係者・教育委員会等に周知し、教職課程や研修の充実を促した。 Ø 引き続き、外部専門機関との連携により、英語教育推進リーダーを養成するとともに、教育委員会と大学等との連携による研修への	況について調査を行う。 Ø 引き続き教育委員会等に対し JET-ALT 等の活用の更なる促進を図るとともに、効果的な ALT の活用事例等を周知する。 Ø これまでに養成した英語教育推進リーダーを活用した研修や教育委員会と大学等との連携による研修への支援を行う。	

項目	2018 年度の取組	2019 年度以降実施予定の取組	担当省庁
・2020 年度までに、すべての中・高等学校で、生徒が英語で実践的なコミュニケーション能力を身に付けるよう、「英語を使って何ができるようになるか」が分かる学習到達目標を設定する。	支援を行った。 ○ 「英語教育実施状況調査」において、各都道府県等の学習到達目標の設定状況を把握するとともに、引き続き、教育委員会を通じて、各学校における学習到達目標の設定を促した。(2018 年度の学習到達目標の設定状況は、中学校で 90.0%(2017 年度 85.9%)、高等学校で 95.0%(2017 年度 94.5%)であり、いずれも 2017 年度より増加。)	○ 引き続き、「英語教育実施状況調査」において、各都道府県等の学習到達目標の設定状況を把握するとともに、教育委員会を通じて、各学校における学習到達目標の設定を促していく。	
(3) 外国人の生活環境の改善 外国人児童生徒に対する日本語指導 ○ 2020 年までに、日本語指導を必要とするすべての児童生徒(小学校・中学校)が日本語指導を受けられるようにする(2014 年度現在約 8 割)。 ○ 日本語指導の必要な児童生徒の多い地域の在籍校においては、「JSL (Japanese as a	○ 帰国・外国人児童生徒等の学校への受入促進や日本語指導の充実等のために体制整備に取り組む自治体への支援を実施した。2018 年度は、新たに多言語翻訳システム等 ICT を活用した取組に対しても支援することとした(「帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業」2018 年度予算額 210 百万円)。 ○ 2018 年度「帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業」(補助事業)において『「特別の教育課程」による日本語指導の実施』を必須	○ 引き続き、帰国・外国人児童生徒等の学校への受入促進や日本語指導の充実等のために体制整備に取り組む自治体への支援を実施予定である。(「帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業」2019 年度予算額 410 百万円)。 ○ 引き続き、2019 年度「帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業」(補助事業)において『「特別の教育課程」による日本語指導の実	文部科学省

項目	2018 年度の取組	2019 年度以降実施予定の取組	担当省庁
Second Language) カリキュラム」による指導が確実に実施されるよう、「JSL カリキュラム」導入校(小・中学校)比率を拡大(本年夏に実態調査を行い、その結果を踏まえて具体的な政策目標を設定)する。 Ø また、外国人と日本人の子弟が共に学べるスーパーグローバルハイスクール等の取組を促進する。	実施項目として支援を行った。 Ø また、2017 年度に実施した調査研究に基づき、大学や教育委員会等における研修等に資する体系的なモデルプログラムを策定・試行し、実施事例の収集を行った。(「外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修モデルプログラム開発事業」2018 年度予算額 12 百円) Ø 加えて、日本語と教科との統合指導等、先進地域での日本語指導の実践を集約・普及するポータルサイトの抜本的強化を行った。 Ø 帰国・外国人児童生徒等の学校への受入促進や日本語指導の充実等のために体制整備に取り組む自治体への支援を実施した。 Ø また、スーパーグローバルハイスクールへの支援を実施し、取組の普及を図る全国フォーラムを 2018 年 12 月 15 日に実施した。 http://www.sghc.jp/movie/	施』を必須実施項目として支援を行う予定。 Ø また、2018 年度に策定した大学や教育委員会等における研修等に資する体系的なモデルプログラムの普及を図る。(「外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修モデルプログラム開発事業」2019 年度予算額 12 百円) Ø (対応済み) Ø 引き続き、帰国・外国人児童生徒等の学校への受入促進や日本語指導の充実等のために体制整備に取り組む自治体への支援を実施予定である。 Ø 引き続き、スーパーグローバルハイスクールへの支援を実施するとともに、取組の普及を図る全国フォーラム等を実施する予定である。	
日常生活にかかる手続の外国語対応 Ø 2016 年度中に、外国人患者の	(対応済み)		金融庁 総務省 厚生労働省

項目	2018 年度の取組	2019 年度以降実施予定の取組	担当省庁
受入体制が整備された医療機関を全国に 40 か所程度へ拡大する。 ○ 医療機関、銀行、携帯電話事業者、電気・ガス事業者に対し、外国語対応が可能な拠点等についての情報を外国人にとって分かりやすい形で提供しよう関係省庁から働きかける。その結果得られた情報について、2016 年中に JETRO のホームページにおいて一元的に掲載する。	○ 「医療機関における外国人患者受入れ環境整備事業」(2018 年度予算額 137 百万円) 外国人患者受入れ医療機関認証制度推進事業」(2018 年度予算額 6 百万円)を通じて、引き続き医療機関への医療通訳等の配置支援を進めるとともに、新たな取組みとして医療機関への電話医療通訳の利用促進等を行うなど、外国人患者受入環境の充実を進めた。 (対応済み) ○ JETRO のウェブサイトに掲載している生活関連情報ページ「Living in Japan」のリンク先等を最新情報に更新・整備した。 https://www.jetro.go.jp/en/invest/living.html	○ 今後、都道府県が選定する外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関を中心に、引き続き医療通訳等の配置支援、電話医療通訳の利用促進等を通じて、外国人患者受入環境の整備を進める。 ○ 引き続き、ユーザー目線でコンテンツや利便性の改善を図る。	経済産業省 国土交通省